

特許関係料金改定について

平成14年10月

目次

1 . 料金の基本的考え方	... 3	4 . 料金体系の見直し	... 1 7
(1) 原則	... 4	(1) 料金改定の視点	... 1 8
(2) 出願料、審査請求料、 特許料の性格	... 5	(2) 請求料・特許料の改定	... 2 2
(3) 料金改定の変遷	... 6	(3) 特許庁への影響	... 2 6
		(4) 中小企業・大学等への影響	... 2 7
2 . 現行料金体系の課題	... 7		
(1) コスト負担の不均衡	... 8	(参考)	
(2) 請求料の機能低下	... 1 1	外注拡大とコスト増大	... 9
		企業別特許率のばらつきの拡大	... 1 0
3 . 特許関連コストの試算	... 1 3	請求件数、審査待ち期間、 特許率の推移	... 1 2
(1) 試算手法の概念図	... 1 4	企業の行動予測	... 2 4
(2) 試算結果	... 1 5	特許料等の減免・猶予措置	... 2 8
(3) 現行料金との比較	... 1 6		

1. 料金の基本的考え方

(1) 原則

(2) 出願料、審査請求料、特許料の性格

(3) 料金改定の変遷

(1)原則

・収支相償

特許特別会計において、各種料金は、全体として、産業財産権行政にかかる総経費を支弁するように決定される。

・受益者負担

産業財産権行政サービスによる利益を享受する者に、その対価として経費を負担させる。

(2) 出願料 審査請求料 特許料の性格

・出願料 (特許法で上限を規定し、政令で確定)

発明の奨励の観点から、容易に出願できる程度の料金。

・審査請求料 (特許法で上限を規定し、政令で確定)

適正な審査請求行動が期待できる程度の料金。

・特許料 (特許法で額を規定)

出願料及び審査請求料と合わせて、産業財産権行政に係る総経費を支弁できる料金。

(3) 料金改定の変遷

	内 容	引 上 げ 率
昭和 2 2 年	累進率を 2 倍に設定。	特許料：3 倍以上の引上げ 出願料：改定なし
昭和 2 3 年	物価の上昇による経済事情により料金の引上げ。	特許料：5 倍 出願料：5 倍
昭和 2 6 年	特許庁の収支バランスをとり、物価の変動に伴う調整を図るため料金の引上げ。	特許料：約 3 倍 出願料：2 倍
昭和 3 1 年	物価の変動に伴う調整を図るため料金の引上げ。	特許料：改定なし 出願料：2 倍
昭和 3 4 年	併合出願制度導入：物価の変動に伴う調整を図るため料金の引上げ。	特許料：2 倍 出願料：改定なし
昭和 4 6 年	審査請求制度導入：特許業務の拡充を行うための財源確保のため料金の引上げ。	特許料：1 . 5 倍 審査請求料： 7,000円 + (発明数 × 1,000円) 出願料：改定なし
昭和 5 0 年 昭和 5 3 年 昭和 5 6 年	物価変動に伴う調整を図るため料金の引上げ。	特許料：1 ~ 2 倍 審査請求料：1 ~ 2 倍 出願料：1 ~ 2 倍
昭和 5 9 年 昭和 6 2 年	審査期間の長期化を防止するため、ペーパーレス計画（10 年計画）を中心とする総合的施策を積極的に展開していくため料金の引上げ。 また、昭和 6 2 年には、請求項の数の増加に応じて審査負担が増加すること、権利の保護はより手厚いものとなることから、請求項に応じて料金を徴収することとした。	特許料：1 . 5 倍 審査請求料：1 . 5 倍 出願料：1 . 5 倍 (商標 1 . 2 倍)
平成 5 年	物価上昇分及び平成 7 年までの日米構造協議の目標（平均審査期間を 2 4 ヶ月）の達成実現に向け、審査期間短縮に必要な経費を確保するため料金の引上げ。	特許料：1 . 4 倍 審査請求料：1 . 5 倍 出願料：1 . 5 倍 (意匠・商標料金：1 . 2 5 倍)

2. 現行料金体系の課題

- (1) コスト負担の不均衡
- (2) 請求料の機能低下

(1)コスト負担の不均衡

現行料金体系は、特許料によって審査費用等の不足分を補う構造であるところ、近年、審査費用は増大しており、また、企業毎の特許率のばらつきが大きくなる傾向である。



現在、特許率の高い出願人と低い出願人との間のコスト負担の不均衡が拡大しつつあると考えられる。

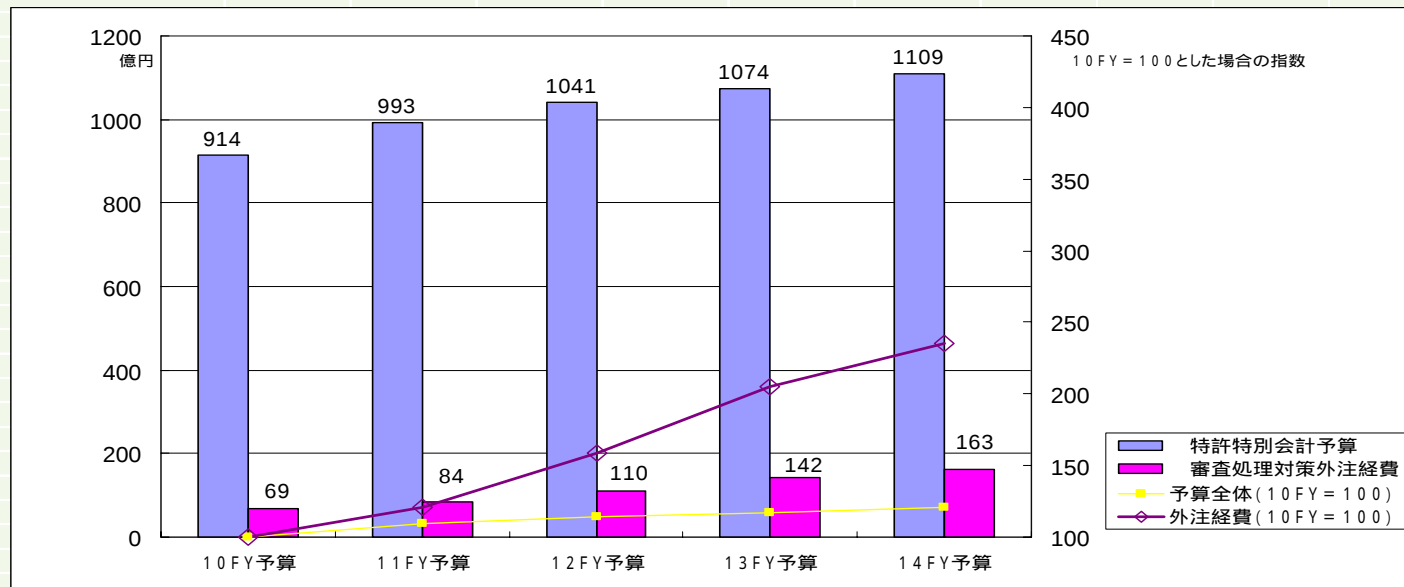


企業による戦略的な知財管理へのインセンティブを低下させるおそれがあるのではないか。

(参考) 外注拡大とコスト増加

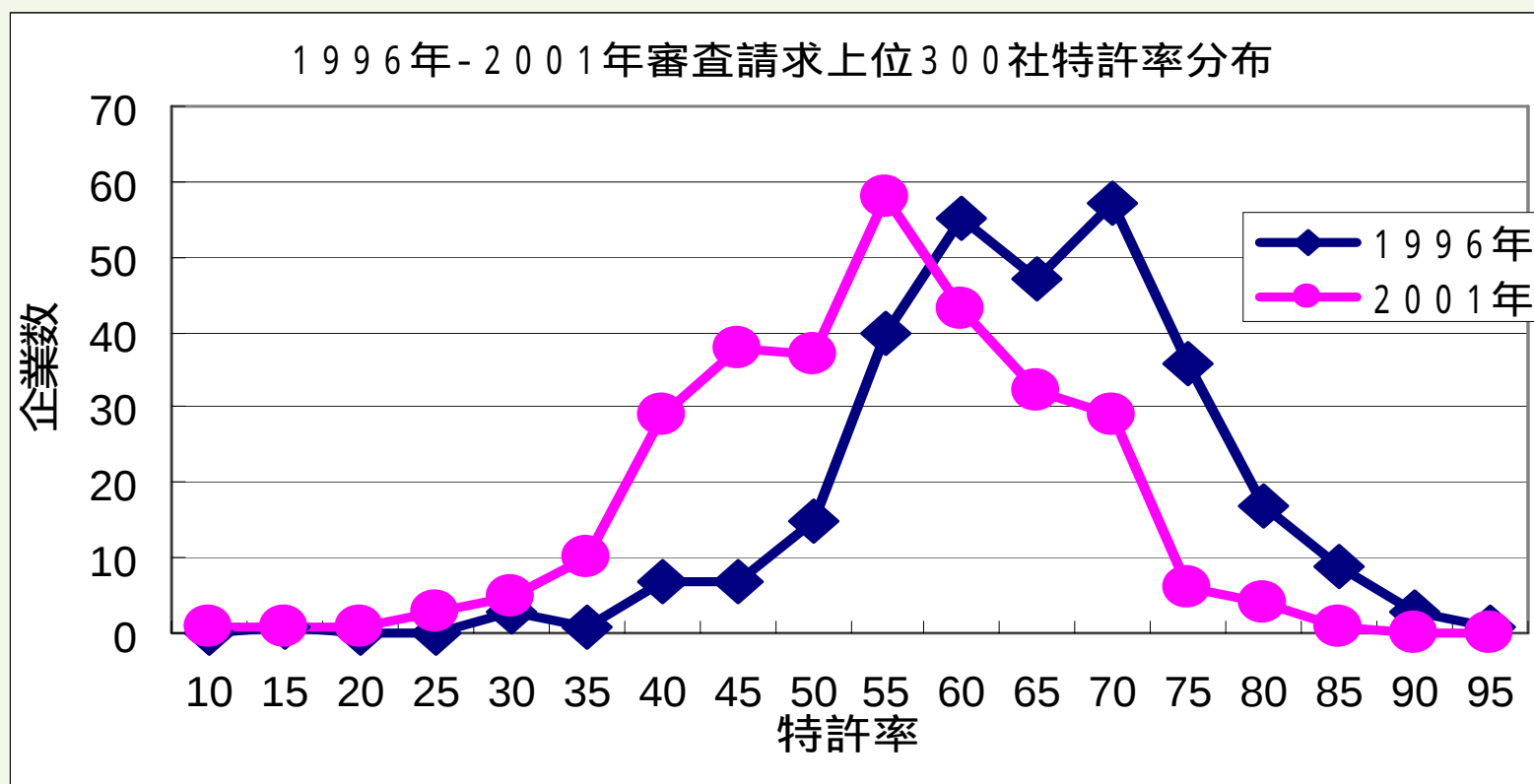
審査処理対策外注経費の推移

	(単位: 億円、%)				
	10FY予算	11FY予算	12FY予算	13FY予算	14FY予算
特許特別会計予算	914	993	1041	1074	1109
審査処理対策外注経費	69	84	110	142	163
予算全体(10FY = 100)	100	109	114	117	121
外注経費(10FY = 100)	100	121	159	205	235



(参考) 企業別特許率のばらつきの拡大

96年と比較して01年は企業毎の特許率のばらつきが大きくなっている。
(1996年の標準偏差は11.9、2001年は12.8)



(2) 請求料の機能低下

近年、審査請求件数の増大、特許率の低下、審査待ち期間の長期化の傾向がみられる。

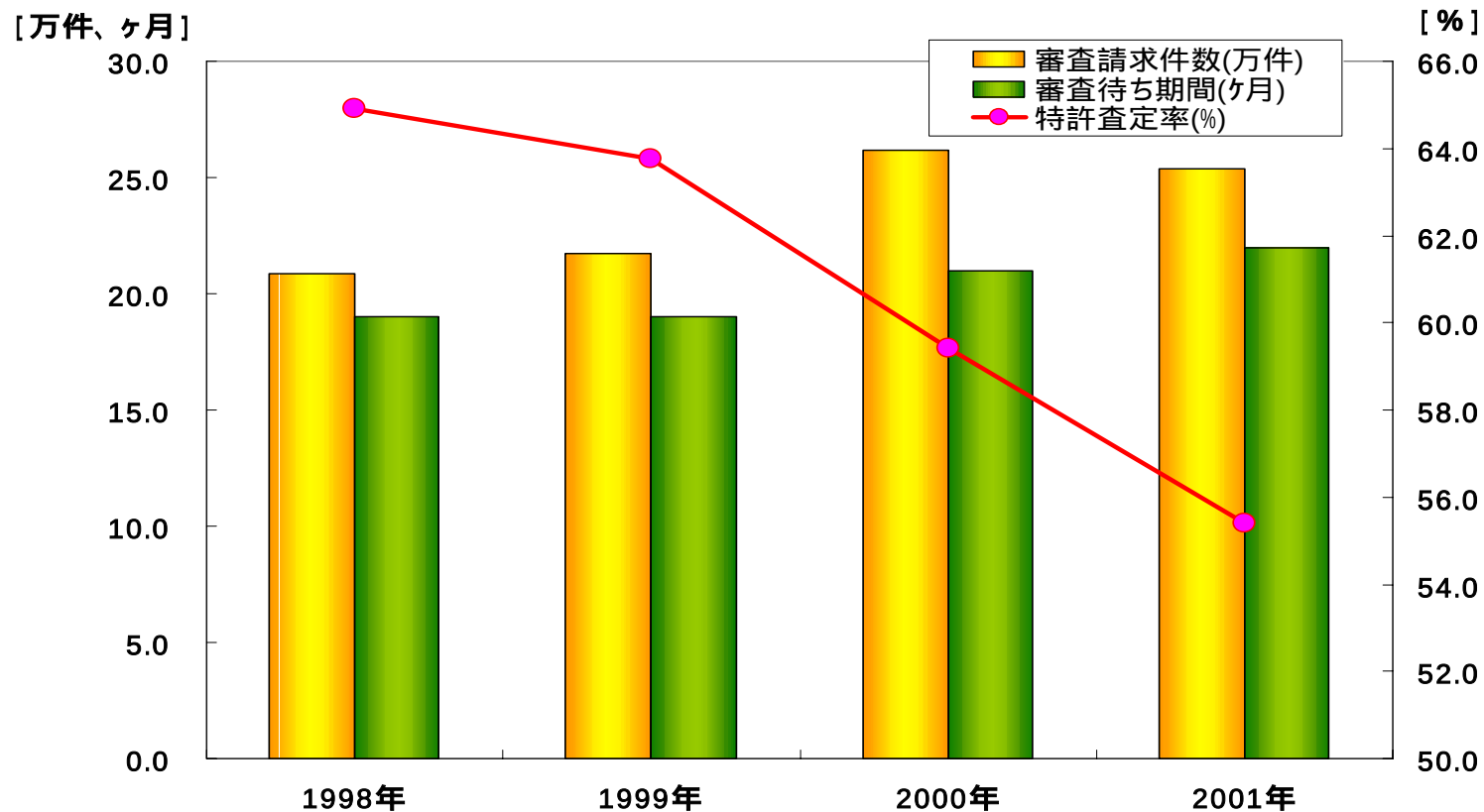


適正な請求行動を促すための審査請求料が、十分に機能する額に定められていないことに一因があると考えられる。



審査待ち期間の長期化は、権利の成立や行使に影響し、結果として、知的創造サイクルの円滑な推進を阻害するのではないか。

(参考) 請求件数、審査待ち期間、特許率の推移

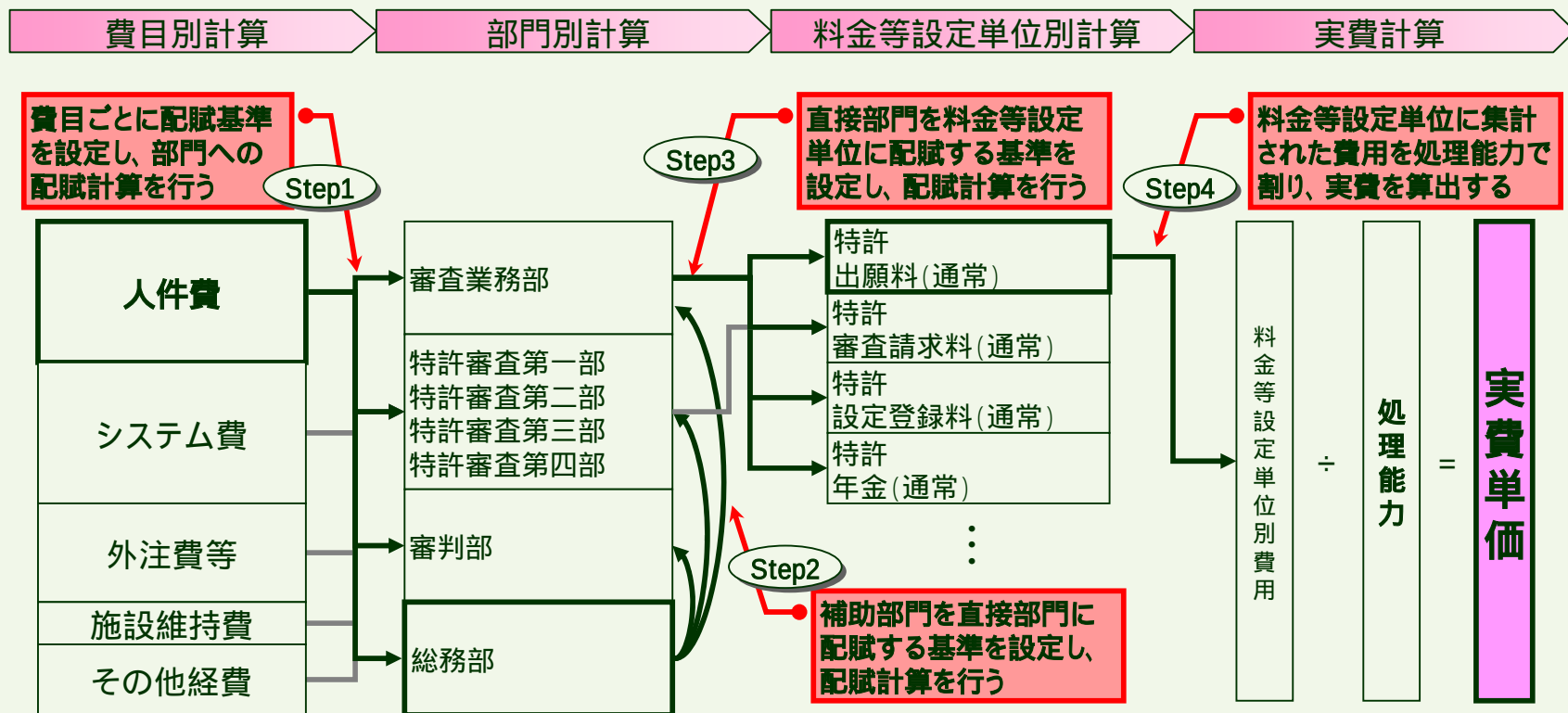


値は、特許行政年次報告書2002年版に基づく

3. 特許関連コストの試算

- (1) 試算手法の概念図
- (2) 試算結果
- (3) 現行料金との比較

(1) 試算手法の概念図



(2) 試算結果

平成14年度予算に基づく試算結果

組織		基礎数値項目	手数料設定単位(千円)			
部	配賦対象額 (千円)		特許出願	特許 審査請求	特許 設定登録	特許 年金
審査業務部	41,858,170	配賦額	7,431,129	4,702,598	1,057,868	4,990,038
特許審査部	56,353,197	配賦額	0	48,148,269	0	

配賦額合計(千円)		7,431,129	52,850,867	1,057,868	4,990,038
-----------	--	-----------	------------	-----------	-----------

処理件数	419,644	208,931	121,384	572,577
------	---------	---------	---------	---------

実費単価[14年度予算](単位:円)	17,708	252,958	8,715	8,715
--------------------	--------	---------	-------	-------

平成15年度-24年度までの予測値に基づく試算結果

配賦額合計(千円)	7,453,184	64,318,937	1,074,711	5,427,867
-----------	-----------	------------	-----------	-----------

処理件数	453,561	212,227	111,840	564,057
------	---------	---------	---------	---------

実費単価[今後10年予測](単位:円)	16,433	303,066	9,609	9,623
---------------------	--------	---------	-------	-------

平成15年度 - 24年度までの歳出及び処理件数予測より試算。

審査請求コストの上昇は、出願の高度化・複雑化や請求項数の増加による審査負担の増大、及び外注経費の増加が予想されることによる。

(3) 現行料金との比較

	現行料金	14年度実費	今後10年実費
出願料	21000	17708	16433
審査請求料	96700	252958	303066
設定登録料 / 1件(毎年)	18208	8715	9609
特許料 / 1件(毎年)	42309	8715	9623

現行料金の前提

審査請求時の平均請求項数: 6.2 (平成13年実績)

現存特許権件数: 1,078,611 (平成13年末)

特許登録件数: 121,742 (平成13年実績)

125,880 (平成12年実績)

150,059 (平成11年実績)

設定登録料: 66.5億 (平成13年実績)

特許料収入(除設定登録料): 288.1億円 (平成13年実績)

現行料金表

	基本部分	請求項毎
出願料	21000	0
審査請求料	84300	2000
特許料1～3年目(設定登録料)	13000	1100
特許料4～6年目(毎年)	20300	1600
特許料7～9年目(毎年)	40600	3200
特許料10～25年目(毎年)	81200	6400

現行料金の計算(上記 ～ と右の現行料金表から計算)

出願料 : 21000

審査請求料 : $84300 + 2000 \times 6.2$ ()

設定登録料 : 66.5 億 () $\div 121742$ (13年実績) $\div 3$ 年分

特許料 : 288.1 億 () $\div (1078611$ () $- 397681$ (の計))

4. 料金体系の見直し

- (1) 料金改定の視点
- (2) 請求料・特許料の改定
- (3) 特許庁への影響
- (4) 中小企業・大学等への影響

(1) 料金改定の視点

- 審査請求料の引上げ、及び特許料の引下げの検討
- 出願料引下げの検討
- 出願人への影響、及び特許庁への影響の検討

(1) 料金改定の視点

○ 審査請求料の引上げ、及び特許料の引下げの検討

審査請求料は、特許率が高い場合と低い場合でコスト負担の不均衡が生じないように、また、適正な請求行動を促すように、実際のコストを勘案しつつ、設定を行う。

なお、改定後の料金は、施行日以降の出願に対して適用する方針であるが、その場合、引上げ後の審査請求料が適用された出願案件について、早期に特許料の引下げ分の効果を与えるために、権利期間における初期の特許料ほど引下げ率を大きくするよう配慮するべきではないか。

(1) 料金改定の視点

○ 出願料の引下げの検討

容易に出願できる程度の料金という、出願料本来の趣旨に鑑み、現在の出願料を実際のコストを勘案して引下げることを検討。

なお、出願料の引下げ分は、特許料で補う必要があるため、出願料の引下げは、今回の料金体系見直しにおける特許料引下げ幅とともに検討する必要あり。

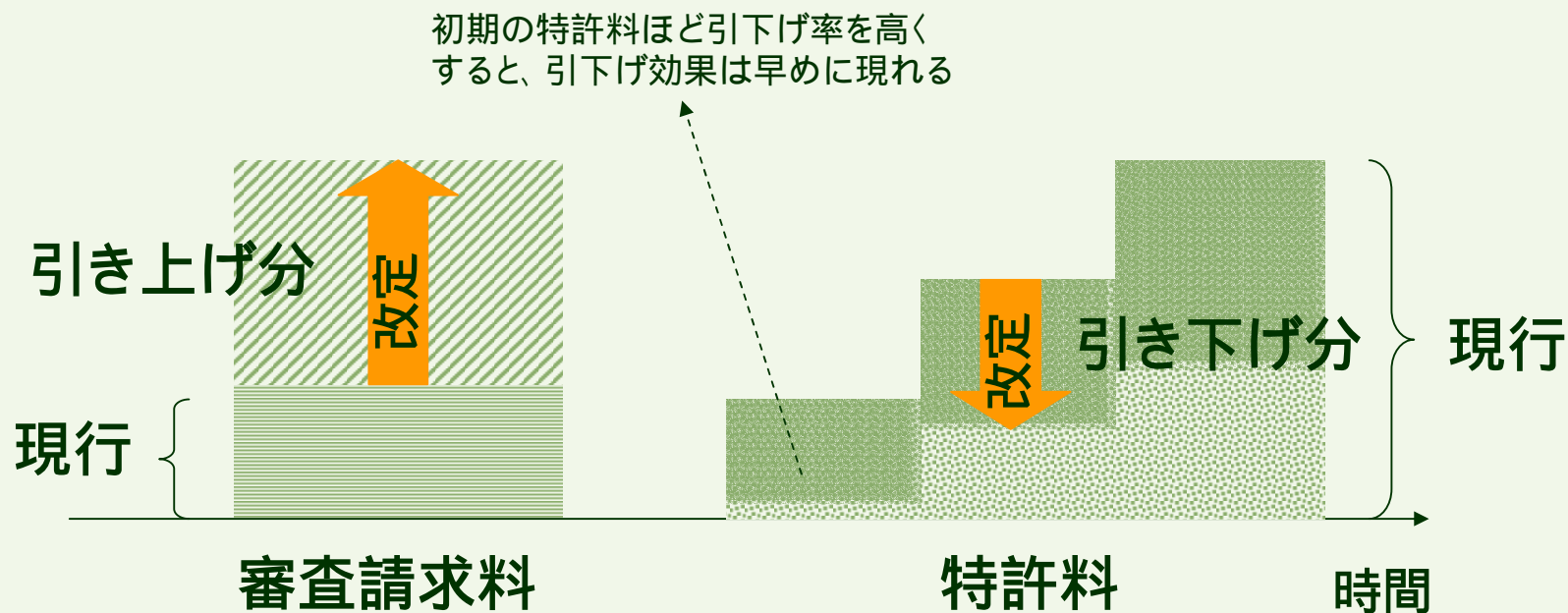
(1) 料金改定の視点

○ 出願人への影響、及び特許庁への影響の検討

料金改定後は、現行料金からの請求料引上げ分は、特許料の引下げ分と見合うものとなるが、現行体系から新体系への移行期には、請求料の引上げが、出願人にとって負担増となり、特許特別会計にとっては歳入増となる。したがって、移行期における影響緩和策導入の是非について検討する。

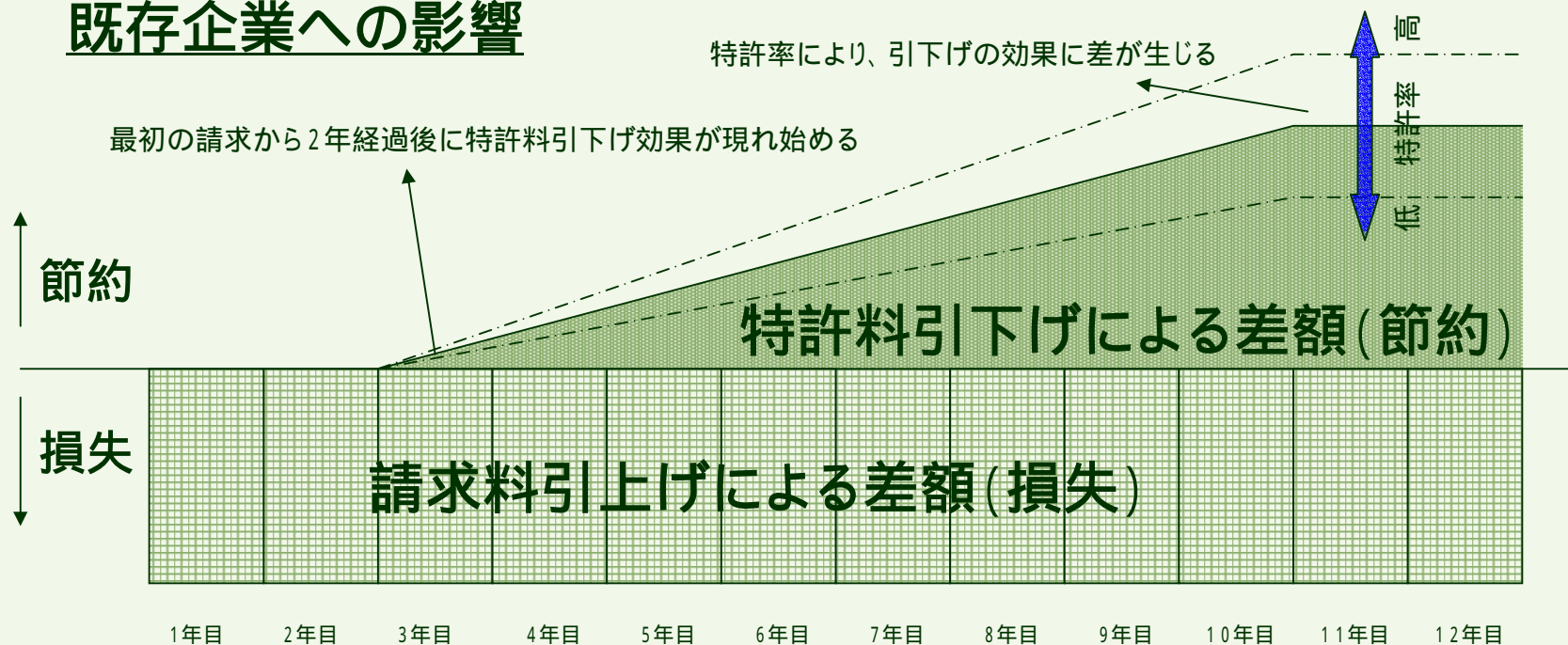
(2) 請求料・特許料の改定

基本的概念図



(2) 請求料・特許料の改定

請求件数及び特許率が一定と仮定した場合の 既存企業への影響



当初は損失 > 節約

図において、平均権利維持期間は9年、審査待ち期間は2年を維持すると仮定

(参考)企業の行動予測

料金改定に伴う企業行動への影響についてヒアリング調査をもとに予測

想定ケース：
特許手数料改定時
の行動シナリオ

知財費用の効率化

出願件数の検討

審査請求の方針

知財予算方針

審査請求件数の決定

行動シナリオ

実費に応じた料金
体系とした場合

費用効率化策とし
て、先ず未実施等
権利を見直し

出願は低コストで
もあり、先願主義
である事から件数
は減少させない

審査請求案件の質
を従来以上に見直
し、申請件数を厳選

予算管理が厳しい
ため、知財予算増は
困難

現行予算内で審査
請求件数を収める

シナリオ
審査請求の
価格弾力性大

知財戦略を重視して
おり、ある程度は予
算増額が可能

研究開発費や売上
の伸び程度まで予
算を増額し、審査請
求件数を出来る限り
確保

シナリオ
審査請求の
価格弾力性小

企業競争力の源泉
である知財権利維
持のため、審査請
求の件数を維持

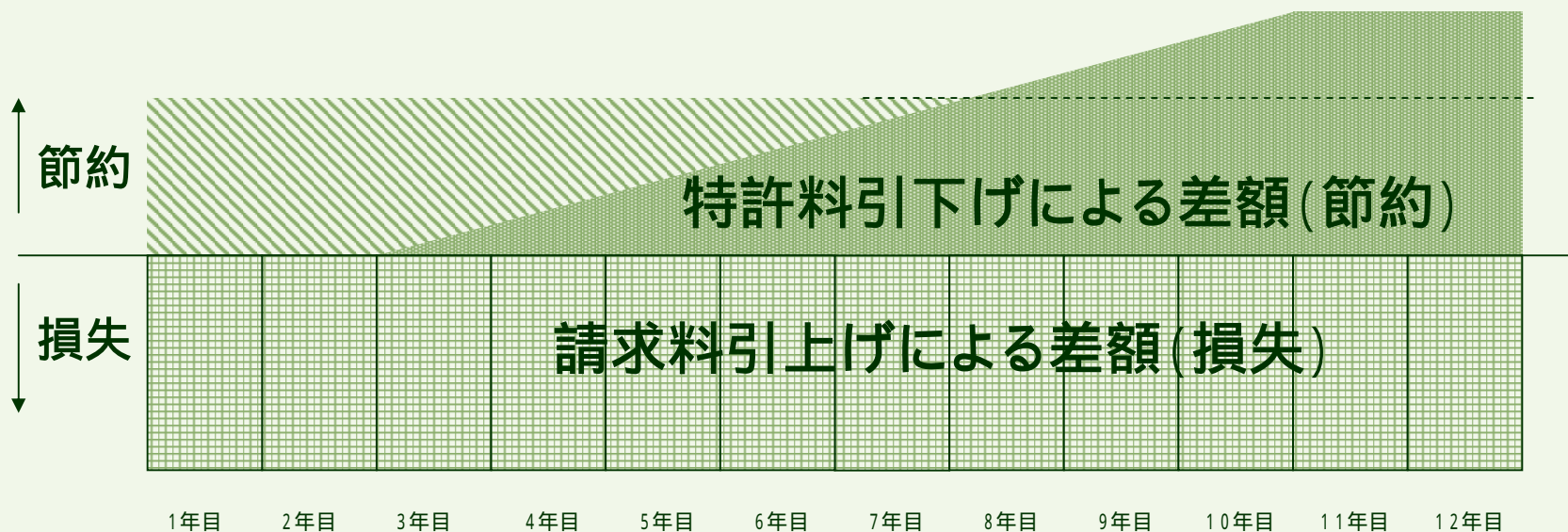
知財戦略は自社の
重要方針であり、予
算増には柔軟に対
応

値上による予算超
過分は予算増で対
応し、現行件数通り
審査請求を実施

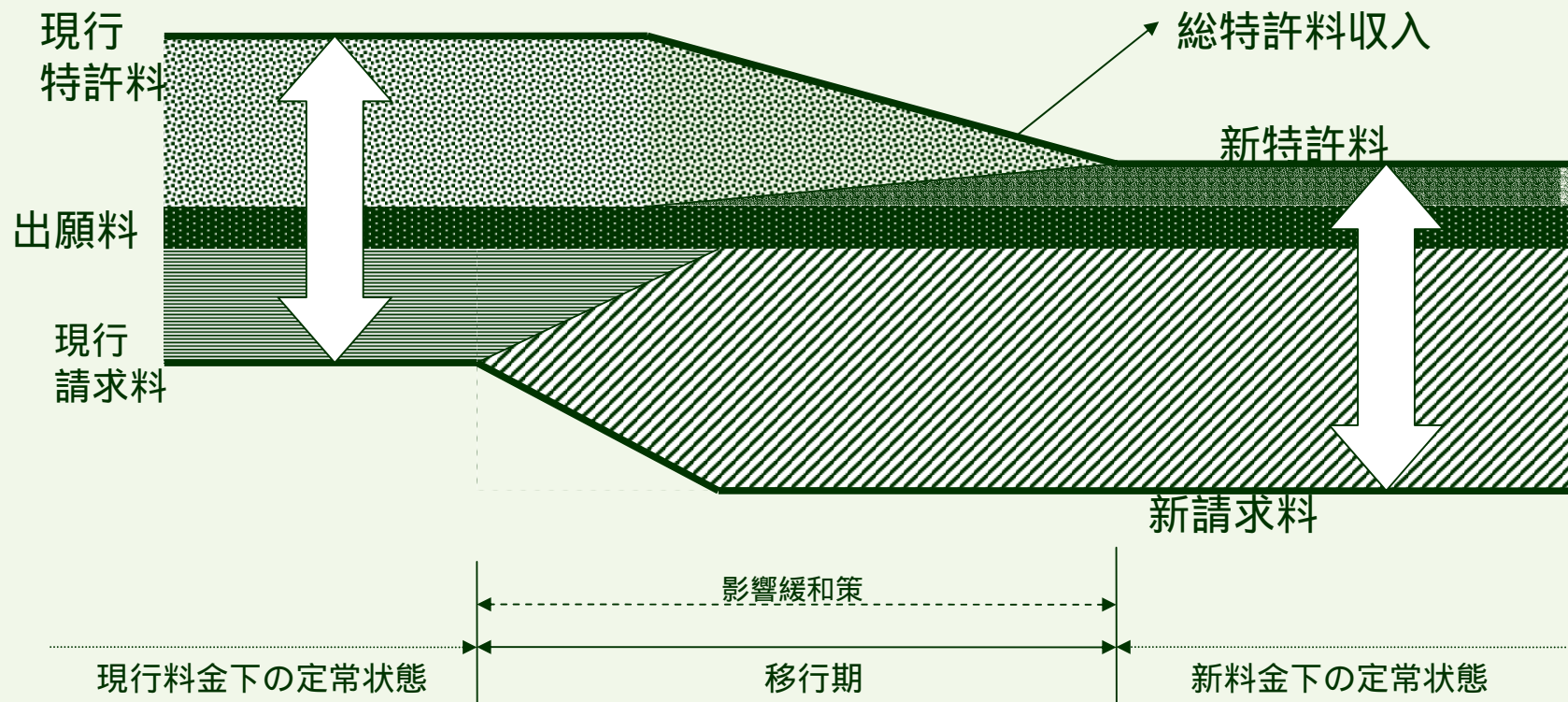
シナリオ
審査請求の
価格弾力性なし

(2) 請求料・特許料の改定

移行期における影響緩和策の是非



(3) 特許庁への影響



(4) 中小企業・大学等への影響

中小・ベンチャー企業は、資金力が潤沢でないことを考慮すると、審査請求料引上げの影響は、比較的大きいと考えられる。したがって、アドバイザーの活用等による先行技術調査の支援、法律に基づく減免措置の活用等の軽減措置を検討することが必要ではないか。

大学については、法律に基づく減免措置、大学における知的財産取得支援事業等を活用することが可能。

なお、いずれの場合も、早期審査の活用促進により、特許料の引下げに伴う負担減の早期化が期待される。

(参考)特許料等の減免・猶予措置

1. 特許法

国及び独立行政法人に対する料金の免除は、国庫の自己資金循環の回避を目的とし、また、資力に乏しい個人・法人に対する料金軽減・猶予は、特許料等を負担できない者に対して特許を受ける権利を一定程度保障する観点から行われているものである。

対象者	主な要件又は理由	措置内容
国又は独立行政法人	・国庫資金の自己循環を回避するため	免除
資力に乏しい個人	①生活保護を受けている者 ②市町村民税が課されていない者 ③所得税が課されていない者 ①～③のいずれか	①② 審査請求料：免除 特許料(第1年～第3年)：免除 ③ 審査請求料：半額軽減 特許料(第1年～第3年)：猶予
資力に乏しい法人	①その発明が職務発明であること ②職務発明を予約承継した使用者等であること ③資本の額又は出資の総額が3億円以下 ④設立の日以後5年を経過していないこと ⑤法人税が課されていないこと ⑥他の法人に支配されていないことと ①～⑥すべて	審査請求料：半額軽減 特許料(第1年～第3年)：猶予

(参考) 特許料等の減免・猶予措置

2. 産業技術力強化法

産業技術力の強化を図るためには、中小企業においても創造的な研究開発を促進し、その成果が事業において十分に活用されることが重要であるという観点から、中小企業の中でも積極的に研究開発を行う者について、その研究開発成果の特許化を通じ新たな事業活動の展開を図るため、特許料及び審査請求料の特例措置を講じた。

対象者	主な要件	措置内容
大学等の研究者	①その発明が職務発明であること	審査請求料：半額軽減 特許料(第1年～第3年):半額軽減
大学等	① その発明が職務発明であること ②職務発明を予約承継した使用者等であること	審査請求料：半額軽減 特許料(第1年～第3年):半額軽減
研究開発型中小企業	①その発明が職務発明であること ②職務発明を予約承継した使用者等であること ③資本の額若しくは出資の総額又は従業員数（中小企業要件） ④試験研究費等比率の額（収入金額に対する割合）が3%を超えるもの ①～④すべて	審査請求料：半額軽減 特許料(第1年～第3年):半額軽減

(参考) 特許料等の減免・猶予措置

3. 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

国立大学における研究成果を民間事業者に移転する事業の重要性の観点から、手数料についての特例措置を講じた。（特許法における国等と同様の扱い）

対象者	主な要件	措置内容
認定事業者 （認定 T L O）	① 認定事業者が国から譲り受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許権若しくは特許を受ける権利に係る手数料	免除

4. 産業活力再生特別措置法

大学における研究成果を民間事業者に移転する事業の重要性の観点から、特許権の取得に際し納付すべき特許料及び特許出願の審査請求に際し納付すべき手数料について負担軽減のための特例措置を講じた。

対象者	主な要件	措置内容
承認事業者 （承認 T L O）	① 承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するとき	審査請求料：半額軽減 特許料(第1年～第3年)：半額軽減